

令和３年１２月２０日

審議事項

森林病虫害等防除法における高度公益機能森林等の区域変更について

森林・林業局森林整備課

森林病虫害等防除法第７条の３及び同法第７条の５に基づき下記のとおり変更する。

１ 変更事項

- （１）高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域変更
（森林病虫害等防除法 第７条の５）
- （２）特別防除を実施できる森林の区域変更
（森林病虫害等防除法 第７条の３）

２ 変更方針

- （１）保全する松林を限定して予防と駆除により防除を徹底するため、松林を取り巻く状況の変化（松林の必要性等）を踏まえ区域の見直しを行う。
- （２）地域の実情に応じて、地域住民や利害関係者などから幅広く意見を聞いた上で集約する。

３ 区域変更（案）

単位：ha

区域	対策対象森林						特別防除実施区域		
	高度公益機能森林			被害拡大防止森林					
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
賀茂	3	3	0						
東部	122	122	0						
富士	55	55	0						
中部	20	19	▲1						
志太榛原	61	59	▲2						
中遠	331	315	▲16	83	58	▲25	315	299	▲16
西部計	256	237	▲19	235	215	▲20	261	261	0
海岸	179	160	▲19	132	112	▲20	69	69	0
森林公園	77	77	0	103	103	0	192	192	0
合計	848	810	▲38	318	273	▲45	576	560	▲16

- ・高度公益機能森林：防災機能が特に高く、将来にわたって保全すべき松林
- ・被害拡大防止森林：高度公益機能森林を守る緩衝帯（松以外に樹種転換する）
- ・特別防除実施区域：高度公益機能森林及び地区保全森林のうち、予防薬剤の空中散布を実施できる区域

4 主な区域の増減理由

(1) 高度公益機能森林

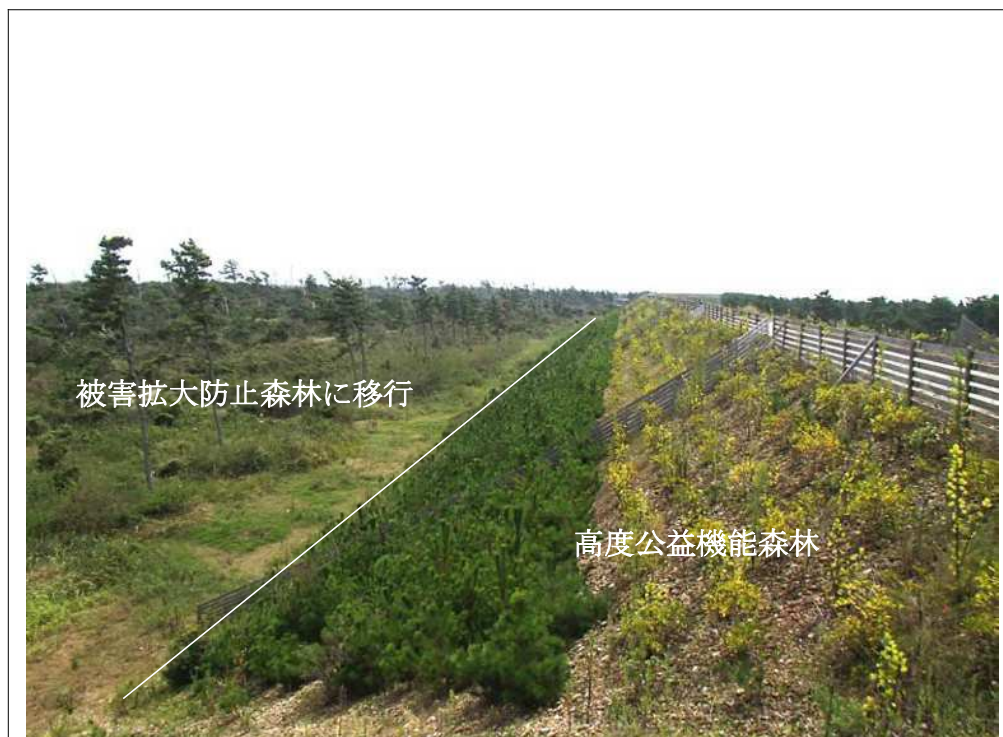
- ・ 守るべき松林を限定するため、遠州灘海岸の完成した防潮堤の背面で樹種転換が可能な箇所を高度公益機能森林から被害拡大防止森林に移行するため、区域を変更する。(浜松市海岸地区ほか)

(2) 被害拡大防止森林

- ・ 樹種転換が終了した箇所の区域を変更する。(掛川市ほか)

(3) 特別防除（空中散布）実施区域

- ・ 高度公益機能森林の変更に伴い、区域を変更する。(掛川市ほか)



高度公益機能森林の区域

No. 1

市町	区域	面積 (ha)	保全目的
南伊豆町	63 林班 (り 1～4)	3	潮害防備
沼津市	27 林班 30 林班 (と 21) 31 林班 (に 1～3) 98 林班 本字千本	103	潮害防備
	107 林班 (と 1, ち 1, り 1)	1	防風
	小 計	104	
伊東市	27 林班 (ろ 11～12, 16, 18～23, 33 の一部, 34, 47, 49, 51) 28 林班 (ろ 5, 10, 13) 31 林班 (い 1～3, ろ 1)	14	防風 風致
富士市	60 林班 (い 1, ろ 1～3, は 1～3, に 1～3, ほ 1～4, へ 1～9、と 1, 3 ～6, ち 1～3, り 1～3, ん 1～2, 4～8, る 7～9) 127 林班 (う 1～3, ん 1～5, の 1, お 1～5, く 1～5, や 1～8, け 1～ 5, 7～13)	55	潮害防備 防風
静岡市	[旧清水市]173 林班 (い 1～26, は 1～ 5, 14 15, に 1～15, へ 1～9, と 1～4) 三保字池, 三保字出来輪田, 三保字広道, 三保字榎窪, 三保字大山, 三保字丸山, 三保字羽衣脇, 折戸 1～5 丁目	18 17	潮害防備
	[旧長田村]1 林班 (い 1～2, に 1～3, ほ 1, へ 1～2)	2	潮害防備
	小 計	20 19	
焼津市	10 林班 (い 1～2, ろ 2～30, は 1, 4～10, 14～28, 30～48, に 1～2, 5, 8 ～10, 13～40, ほ 1～20, 23～24, 26～29, へ 9～11)	15	潮害防備
	[旧大井川町] 11 林班 (い 13～14, ろ 23～26, は 20～23, に 23～ 25, ほ 1, へ 8～10, 33～37)	12 10	潮害防備 飛砂防備
	小 計	27 25	
牧之原市	26 林班 (ろ 1, に 1～2) 27 林班 (は 24) 34 林班 (を 1～6) 36 林班 (へ 1～13) 44 林班 (む 1)	9 13	潮害防備 飛砂防備
吉田町	1 林班 (ろ 1～70, 75, 82～90, は 2～5, 9)	8	潮害防備 飛砂防備
磐田市	50 林班 (い 1～4, ろ 1～4) 51 林班 (い 1～6, ろ 1～10, は 1～13, に 1～7, 9) 52 林班 (に 23～25, ほ 1～2 の一部) 53 林班 (い 3～4 の一部, ろ 6～44, は 2～3, に 2～3, ほ 3～5, へ 7 ～8, と 7～12)	98 91	潮害防備 飛砂防備

市町	区域	面積 (ha)	保全目的
掛川市	210 林班 (い1～3 4 , 18～22, 47-1～51-1) 211 林班 (に 6 7～16) 214 林班 (い1, 9～10-1, に 20, 21, 22 の一部, 23～26, 27, 28 ～30) 218 林班 (い1 の一部, 2～5, ろ1～27) 224 林班 (い20～30, ろ28～51, は91～160, に1～5, へ 44～47 , 50～54) 浜野字大之浦, 国安字同所新田, 千浜字前野, 大淵字野賀東, 大淵字前浜	9.8 8.8	潮害防備 飛砂防備
袋井市	39 林班 (い1 の一部, 2～6, ろ1～5, へ1～6, と1～6, ち1～3, り1～21) 太郎助字新開, 西同笠字外野	4.5 4.3	潮害防備 飛砂防備
御前崎市	2 林班 (る8～12-2, 12-3 の一部, 13-3 の一部, 13～16-1, 17～22) 3 林班 (ち10～14- 2 , 15～17) 4 林班 (る13～18, を19～23) 19 林班 (に1, 4～6, よ125～128) 20 林班 (い27～32, 33, ろ53～60, 61, は22～22-5) 21 林班 (に14～20, 23～24, 27, 29～30, 31 の一部, 32～55, 98, へ56～61, 65～88, と103, 104, 105～108, 110～112) 佐倉字平場前, 白羽字西浜田, 白羽字新神子	9.0 9.3	潮害防備 飛砂防備
浜松市	[旧浜松市]54 林班 (い8～9 の一部, ろ7 の一部, 7-1 , 7-2 の一部, 9 の一部, 10-1 の一部, 11-2 の一部, 12-1～12-2 の一部, 13-1 の一部, 14, は4-1 の一部, 5～6, に3-2～4 の一部, 5～11) [旧浜松市]55 林班 (い6, 7～9 の一部, ろ24 の一部, 26～28, は8 の一部, に 2-1 , 7 の一部, 8, は 2, 4-5 の一部, へ3-1～5 の一部, と 13 ～4 の一部, ち 1-1 -1, 2-1, 3-1, 10, 11 の一部, 12～13, り 1 7～8) [旧浜松市]56 林班 (い1, ろ1, は1 の一部, 2) 篠原町 27501-1, 坪井町 5200-1 各地先 (地番なし) [旧舞阪町]1 林班 (い1)	12.5 10.6	飛砂防備
	[旧浜北市]20 林班 (は3 の一部, 3-1, に1, 2 の一部, 3, 3-1, 5-1, ほ1, 2, 3 の一部, 3-1, 3-2, へ1～2 の一部, 4～6, と1 の一部, 2～5, 8～9, 14, 17～23, ち1 の一部, 3 の一部, 5 の一部, 7 の一部, 11～19, 22, 23, 24～25 の一部, 26, 27, 29, 30, 39～41)	7.7	保健・休養
	小 計	20.2 18.3	
湖西市	1 林班 (ぬ12～17 の一部) 41 林班 (い4, 5, ろ1 の一部, に1 の一部, ほ1 の一部, 2, へ1) 新居町字吹寄下, 新居町浜名字ハマンダ	4.5	潮害防備 飛砂防備
県計		81.8 78.4	

被害拡大防止森林の区域

市町	区域	面積 (ha)
磐田市	53 林班 (い1)	3
掛川市	210 林班 (い5～6, 16～17, 23～24, 26～28, 30～45) 211 林班 (こ1～5) 214 林班 (い1の一部, こ 6～7-1 , 16～16-1, 22の一部, 27)	26 3
袋井市	西同笠字新田, 東同笠字笠野, 太郎助字新開, 湊字砂間, 大野字大野, 大野字外野	6 1
御前崎市	2 林班 (ち8, 9-3, 10, り7～11, ん13～20, る1～7) 3 林班 (と24, ち1～2, ん28～29, 32) 4 林班 (ん2～3, 5, る6～10, 19～20) 19 林班 (い22～25, る17, 21-1 2 ～33, 39～41, 43～47, 54～57, は62～64, 67～69, 71～ 74-2 , 76, 78～81, 88～94, 96, 98, 100～106) 20 林班 (は9～12, 17～20, 24～26) 佐倉字浅根	5 1
浜松市	[旧浜松市]54 林班 (い1～4-1, 8～9の一部, る1～6, 7の一部, 7-1, 7-2の一部, 8, 9の一部, 10, 10-1の一部, 11, 11-1, 11-2の一部, 12, 12-1～12-2の一部, 13, 13-1の一部, は1～4, 4-1の一部, こ1～3-1, 3-2～4の一部)	78 1 0 1
	[旧浜松市]55 林班 (い1, 4～5, る1～10, 12～23, 24の一部, は1～7, 8の一部, こ1～5, 7の一部, ほ1～4, 5の一部, へ1～3, 3-1～5の一部, と1～2-1, 3～4の一部, ち1, 1-2～2, 2-2～3, 4～9-1, 11の一部, り1～6-1)	
	[旧浜北市]16 林班 (い7, る6) [旧浜北市]20 林班 (い1～3, る1～4, 7～9-2, は1～2, 3の一部, 3-2, こ4, 5, ほ3の一部, へ1～2の一部, 3, 6-1, と1の一部, 6, 7, 10～13, 15, 16, ち1の一部, 2, 3の一部, 4, 5の一部, 7の一部, 8, 10, 20, 21, 24～25の一部, 28, 31～33, 38, 41-1, り1～21, 23～29)	1 0 3
	小 計	181 2 0 4
湖西市	新居町新居字吹寄下, 新居町浜名字向山, 新居町浜名字西千木	9
県 計		273 2 7 1

高度公益機能森林に準ずる森林の区域

市町	区域	面積 (ha)	保全目的	備考
沼津市	松長字上原地先（地番なし）	3	潮害防備	国有地
伊東市	八幡野字牛戸瀬地先（地番なし）	1	防風 風致	国有地
焼津市	一色 1545-13～17, 24, 153～154, 1545-51, 58	2	飛砂防備	国有地
	[旧大井川町] 下小杉 1413 , 藤守 2295- 2 , 4～8, 2296-4, 2298-106 3, 10 高新田字平, 高新田字平松, 高新田字宮島各地先（地番なし）	10 6		
	小 計	12 8		
牧之原市	波津 1629-100～109, 須々木 2633-269～273, 2651-426～433	3	潮害防備	国有地
吉田町	住吉字浜河原各地先（地番なし）	1 2	潮害防備 飛砂防備	国有地
浜松市	舞阪 2668-8, 10, 12, 14, 16, 18, 20, 馬郡町 5156-1 地先	9	飛砂防備	国有地
県 計		29 26		

被害拡大防止森林に準ずる森林の区域

市町	区域	面積 (ha)	備考
浜松市	松島町 2541～2543, 西島町 1941～1943, 福島町 711, 江ノ島町 1721～1722, 1723-4, 中田島町 1918～1920, 白羽町 2815～2826, 5780, 田尻町 1259, 1276, 1286, 米津町 3104, ～3105, 新橋町 2778～2779, 篠原町 27501-1, 坪井町 5200-1, 馬郡町 5156-1 各地先（地番なし）	43	国有地
湖西市	新居町字吹寄下 3288-58～66, 320, 322	2	国有地
県計		45 2	

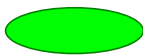
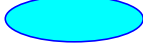
対策対象森林位置図 (変更前・後)

変更前

対策対象松林の区域 17-6

静岡市清水区



	高度公益機能森林	18 ha
	被害拡大防止森林	
	地区保全森林	15 ha

変更後

対策対象松林の区域 17-6

静岡市清水区



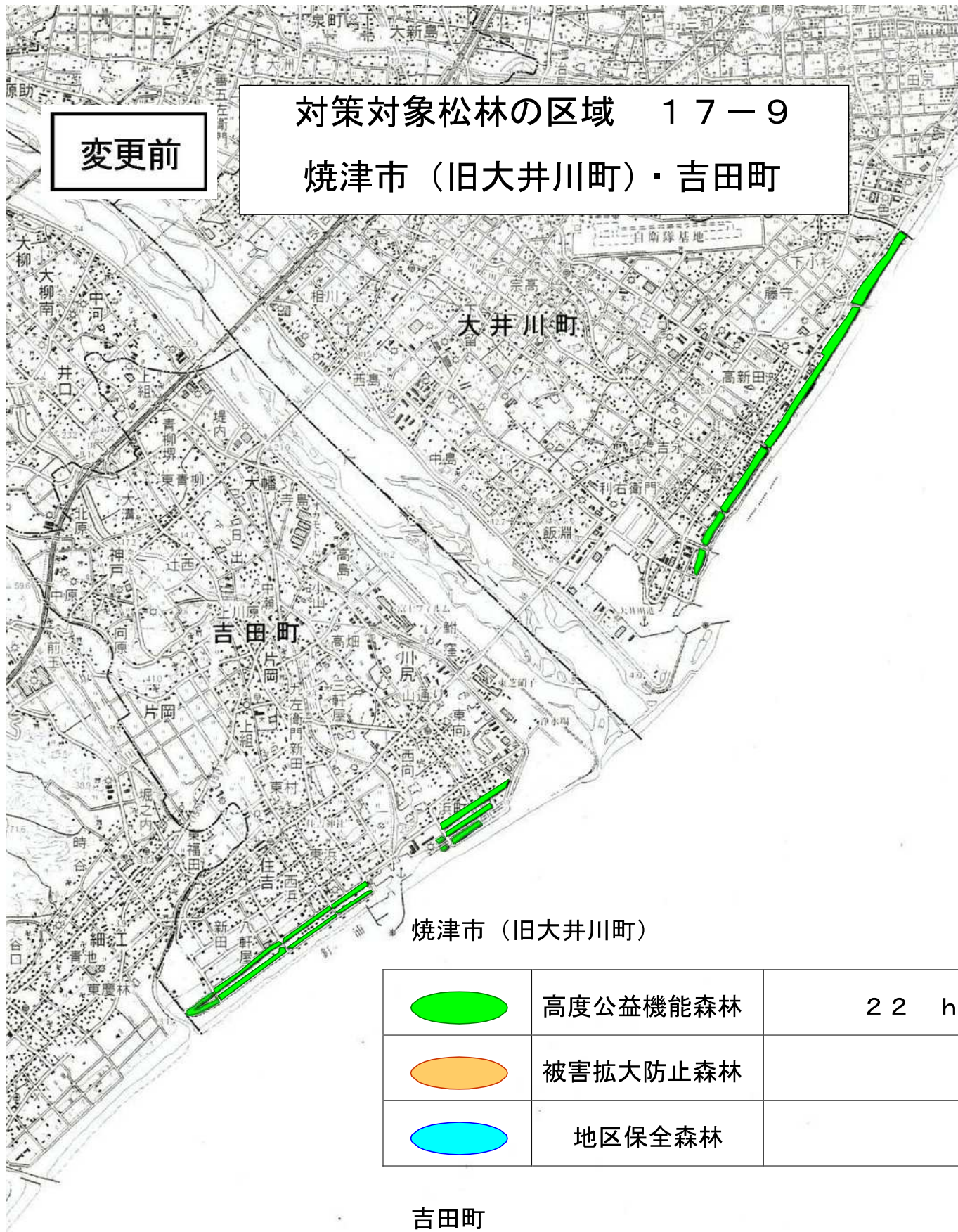
	高度公益機能森林	17 ha
	被害拡大防止森林	
	地区保全森林	15 ha

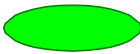
0 0.5 1 2 3 キロメートル

変更前

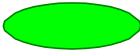
対策対象松林の区域 17-9

焼津市（旧大井川町）・吉田町



	高度公益機能森林	22 ha
	被害拡大防止森林	
	地区保全森林	

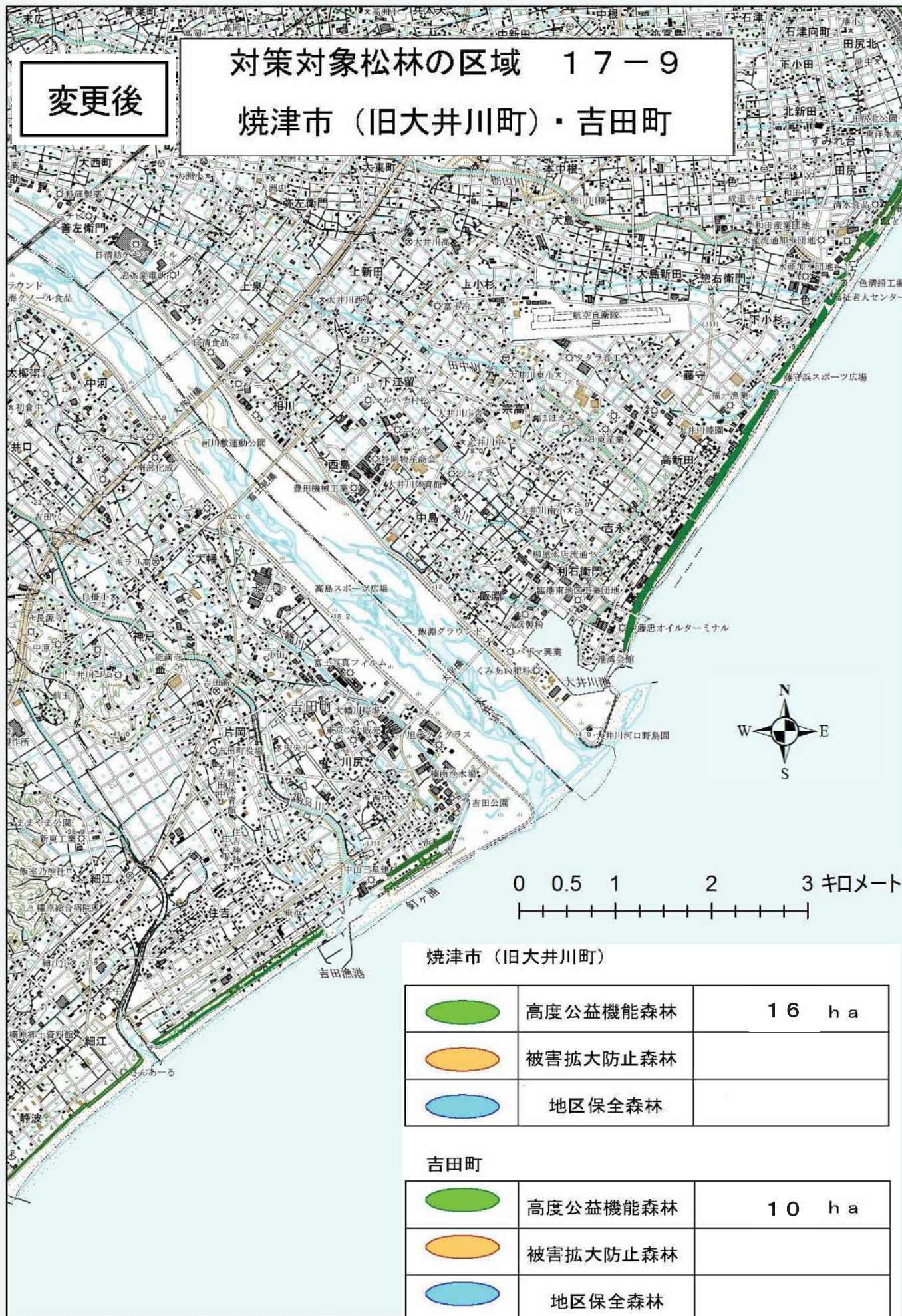
吉田町

	高度公益機能森林	9 ha
	被害拡大防止森林	
	地区保全森林	

変更後

対策対象松林の区域 17-9

焼津市（旧大井川町）・吉田町



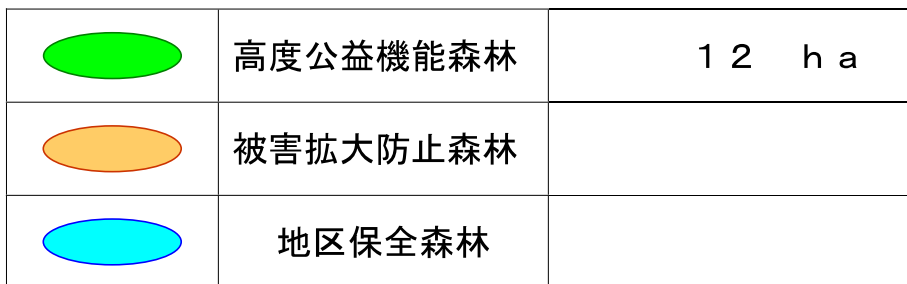
焼津市（旧大井川町）

	高度公益機能森林	16 ha
	被害拡大防止森林	
	地区保全森林	

吉田町

	高度公益機能森林	10 ha
	被害拡大防止森林	
	地区保全森林	

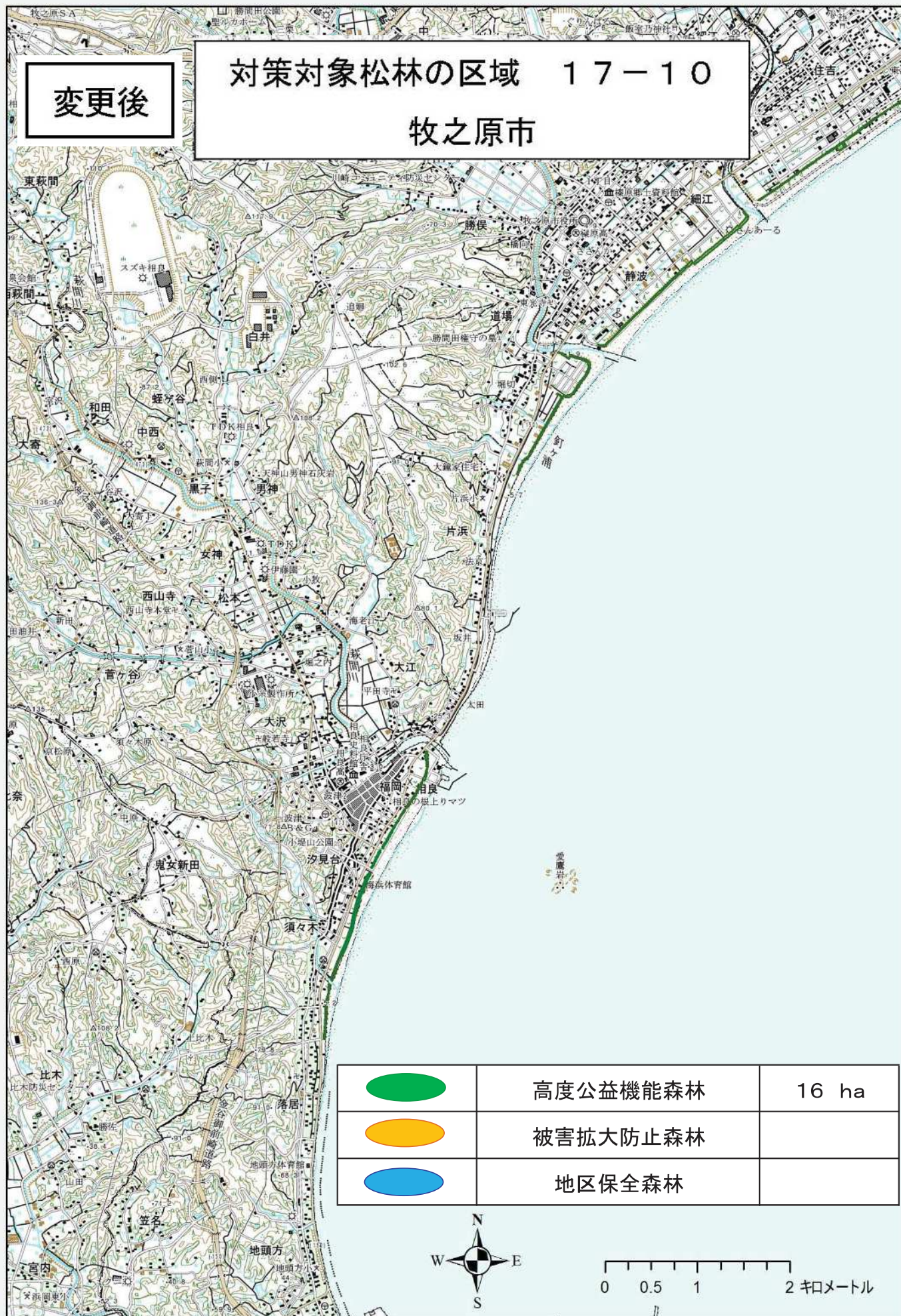
牧之原市



変更後

対策対象松林の区域 17-10

牧之原市



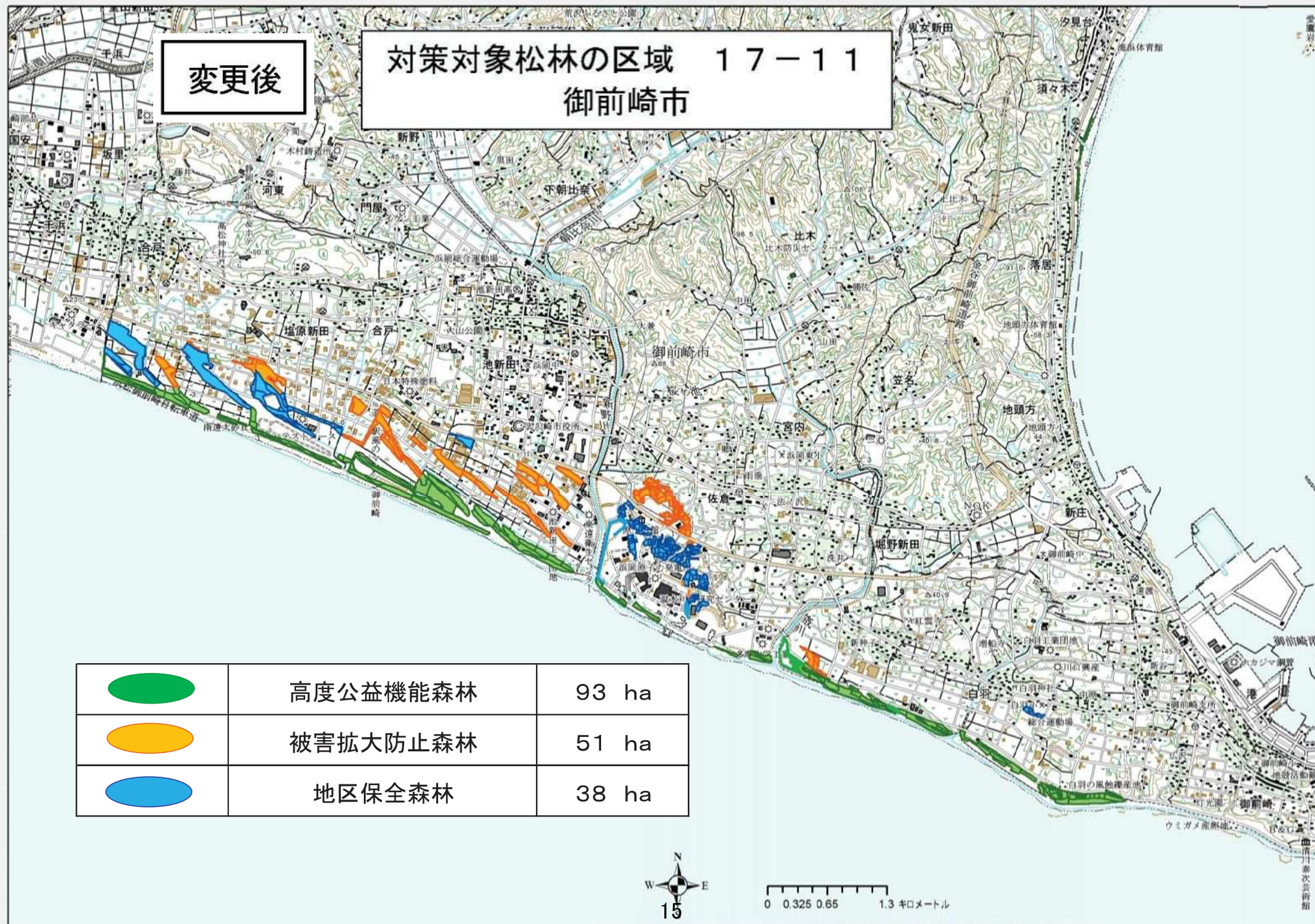
変更前

対策対象松林の区域 17-11 御前崎市

	高度公益機能森林	90 ha
	被害拡大防止森林	51 ha
	地区保全森林	38 ha

変更後

対策対象松林の区域 17-11 御前崎市



15

変更前

対策対象松林の区域 17-12 掛川市

	高度公益機能森林	98 ha
	被害拡大防止森林	26 ha
	地区保全森林	4 ha

変更後

対策対象松林の区域 17-12
掛川市



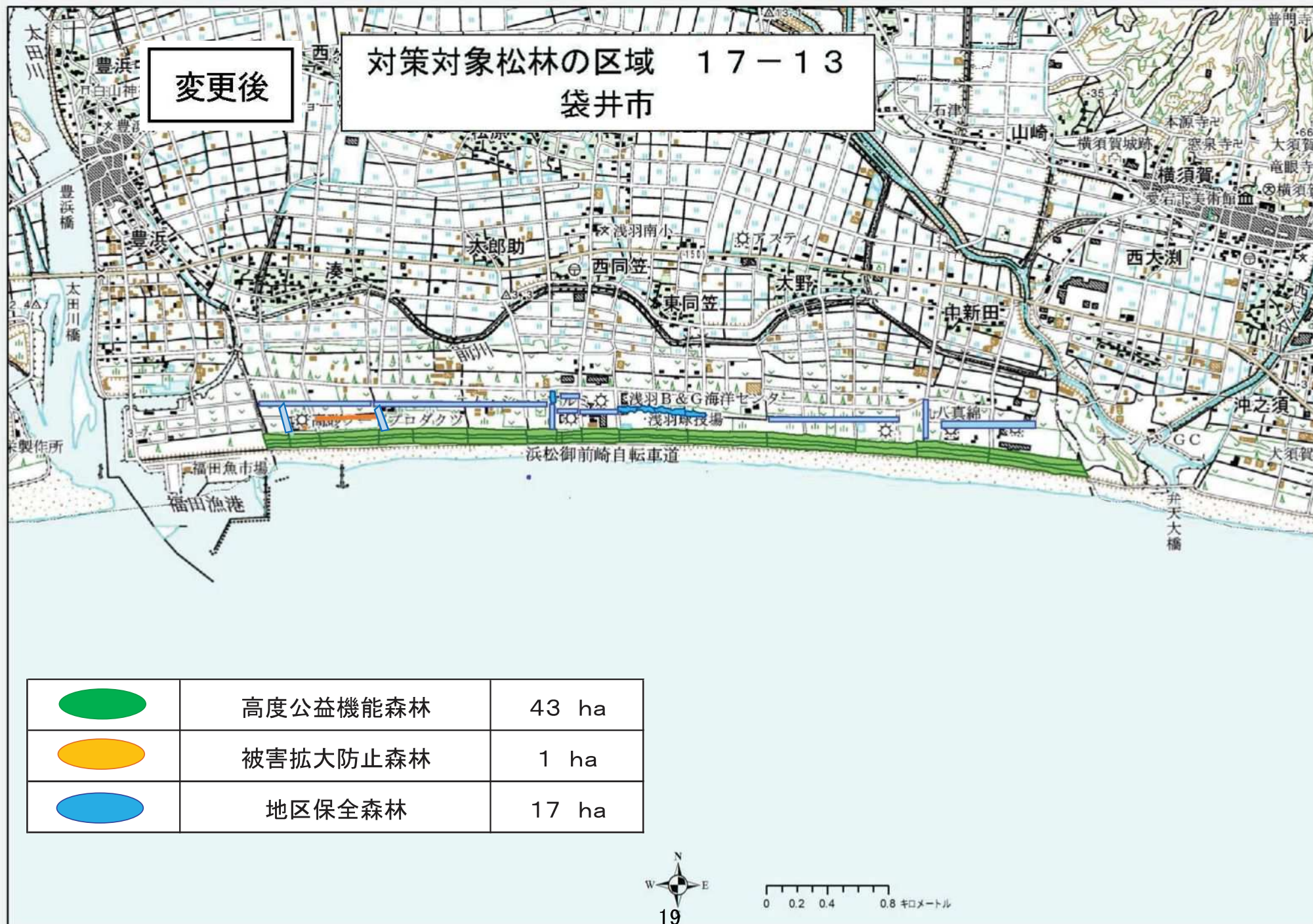
	高度公益機能森林	88 ha
	被害拡大防止森林	3 ha
	地区保全森林	4 ha



0 0.325 0.65 1.3 キロメートル

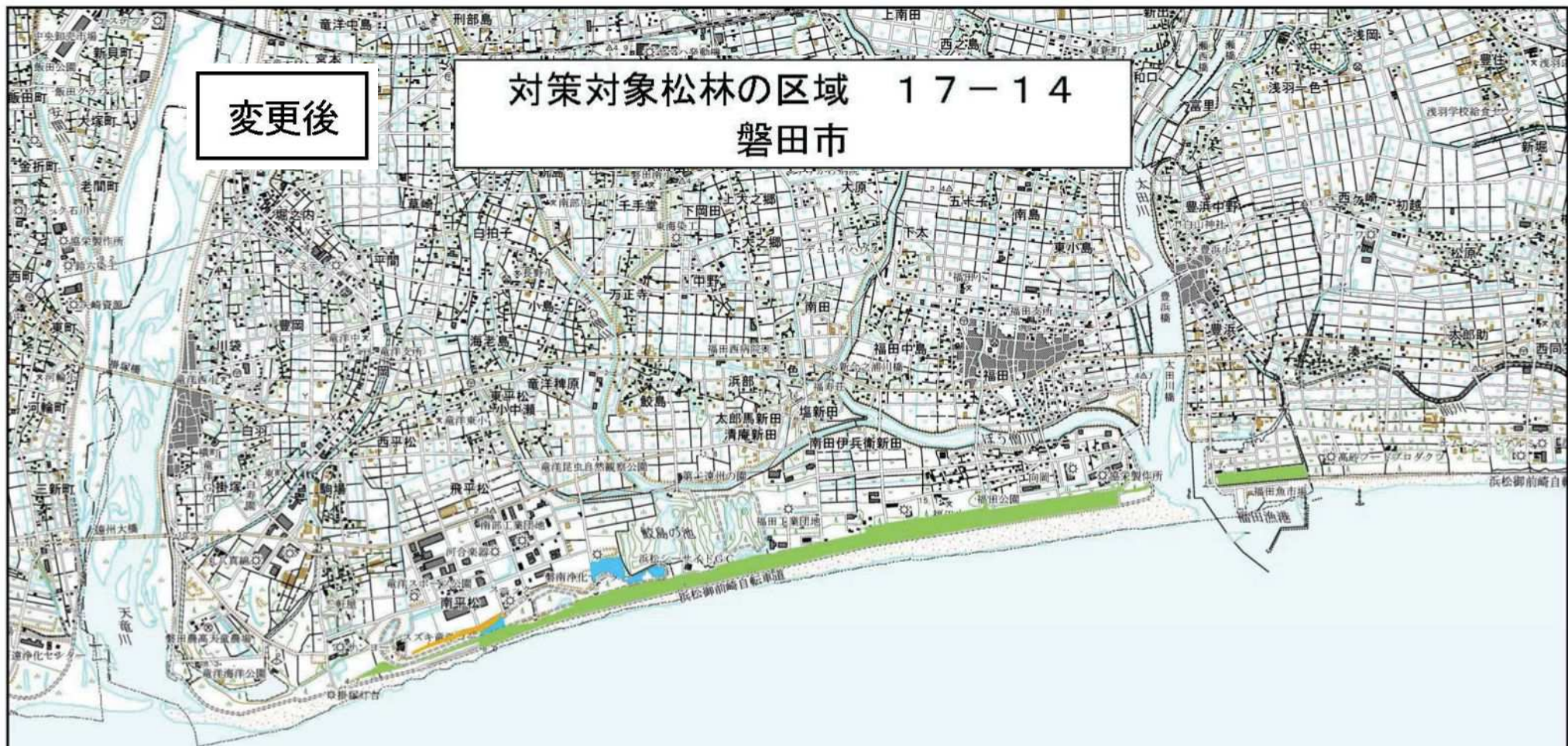


	高度公益機能森林	45 ha
	被害拡大防止森林	6 ha
	地区保全森林	17 ha

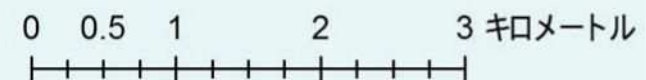


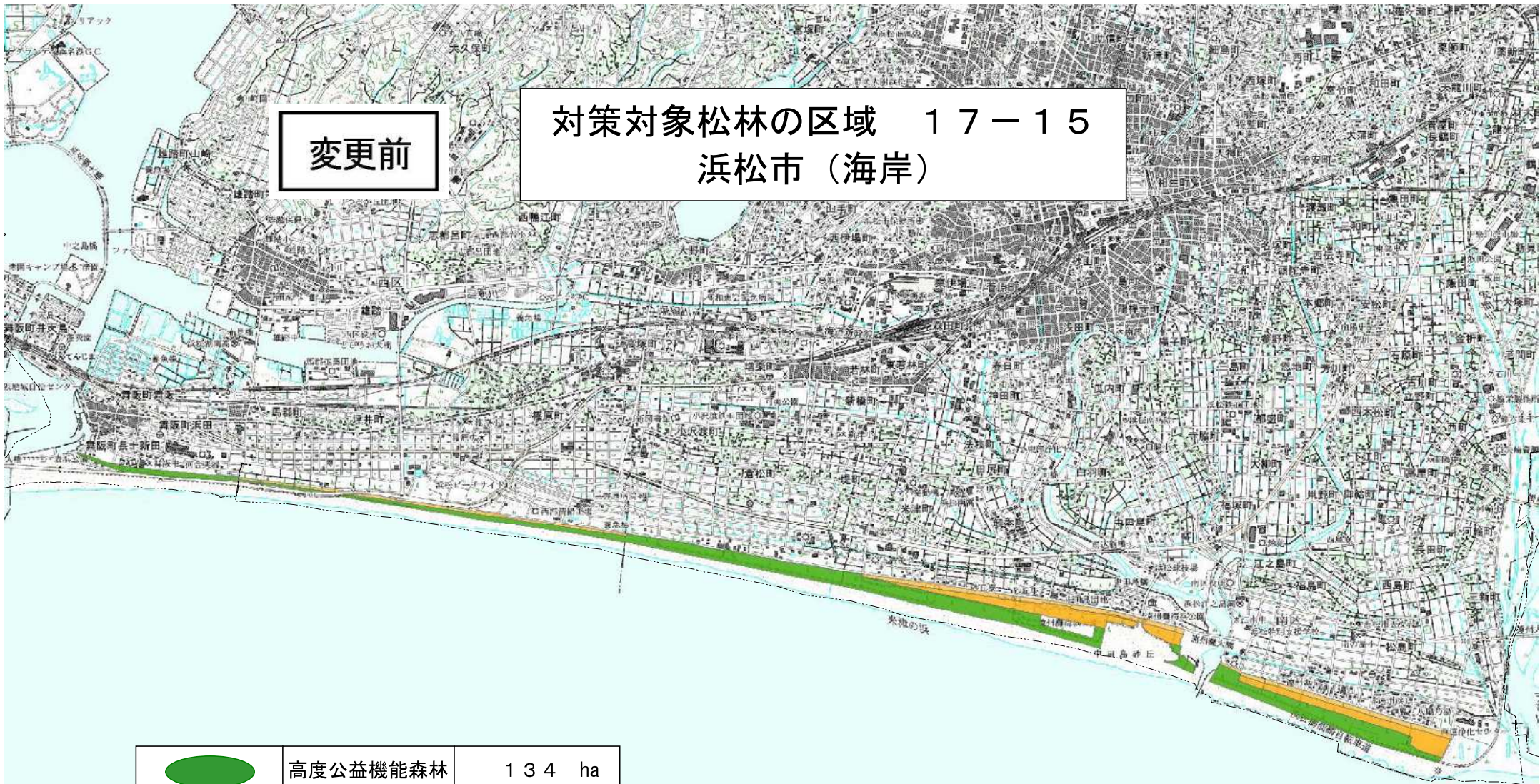


	高度公益機能森林	98 ha
	被害拡大防止森林	
	地区保全森林	16 ha



	高度公益機能森林	91 ha
	被害拡大防止森林	3 ha
	地区保全森林	16 ha





遠州園



	高度公益機能森林	115 ha
	被害拡大防止森林	101 ha
	地区保全森林	



0 0.5 1 2 3 キロメートル

静岡県防除実施基準(変更)

薬剤による防除（特別防除（航空機を利用して行う薬剤散布をいう。以下同じ。）、動力噴霧機等を利用して行う地上からの薬剤散布及び無人ヘリコプターを利用して行う薬剤散布をいう。以下同じ。）及び薬剤による駆除（薬剤を使用する伐倒駆除をいう。以下同じ。）の実施に関する基準を以下に定める。

1 薬剤による防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

薬剤による防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、防除の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

ア 国内希少野生動植物種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう当該生息地から十分な間隔を保持する等適切な措置を講ずるものとする。

イ 病院、学校、家屋、水源、給水施設等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設等から十分な間隔の保持、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等適切な措置を講ずるものとする。

ウ 鉄道、道路その他の交通施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する場所等の周辺の森林において薬剤による防除を実施する場合には、関係機関に連絡し、実施時間等をも考慮の上、周辺道路の交通規制、う回等通学誘導、施設への入場規制、周辺駐車場の閉鎖及び駐車車両の移動等必要な措置を講ずるものとする。

2 薬剤による防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

薬剤による防除の実施に当たっては、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするため、必要な措置を講ずるものとする。この場合、特に茶等の農作物、養蜂群、水産動物の増養殖場、漁場、保護水面等については、地域の実情に応じて、関係団体等とも十分協議し、その意見を尊重した上、風向、風速等に注意して、対象物等からの十分な間隔の保持、蜜蜂の巣箱の移動、水産種苗の放流時期との調整等の十分な被害防止対策を実施するとともに、防除の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るよう努めるものとする。

ア 養蜂関係

薬剤による防除を行う森林周辺の養蜂群への危被害を防止するため、関係団体等に対して、事前に、実施計画を連絡する。また、特別防除を行う森林周辺2km以内の養蜂群については、関係者と協議し、必要な期間の巣箱の移動等措置を講ずるものとする。

イ 農作物関係

薬剤による防除を行う森林周辺の圃場への飛散防止に努めるとともに、農作物の種類、出荷時期等を把握し、関係者と協議した上、必要に応じて実施区域を見直すものとする。

3 薬剤による防除の実施に当たって留意する事項

- (1) 薬剤による防除の実施に当たっては、地域の実態に応じ、地区説明会の開催等により地域住民等関係者の理解と協力を得つつ、円滑かつ適正に実施できるよう努めるものとする。
- (2) 薬剤による防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 12 条第 1 項の基準等を遵守し、地理的条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。
- (3) 薬剤による防除の実施に当たっては、地域住民や近隣の学校等に対して、事前に、実施日時、区域、使用薬剤の種類、薬剤の健康影響等の周知徹底を図るものとする。
- (4) 薬剤による防除の実施に当たっては、人によって薬剤による影響の程度が異なることから、万一の健康被害の発生に備え、最寄りの病院、保健所等地域医療機関に対して、事前に、実施日時、使用薬剤の種類、薬剤による中毒症状、治療法等を連絡し、的確な対応措置の周知徹底を図るものとする。

4 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項

森林病虫害等防除法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく防除実施基準（平成 15 年 9 月 26 日農林水産省）に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域を別表のとおり定める。ただし、区域内であっても、病院及び学校から 200m の範囲内、住宅及び宿泊所その他の家屋（地域住民から要望があり、かつ、当該家屋等の居住者又は管理者の意向を十分確認でき、1 に掲げる事項に即して適切な防止措置を講ずることができるものを除く。）から 200m の範囲内は、特別防除を行わないものとする。

5 薬剤による駆除に関する事項

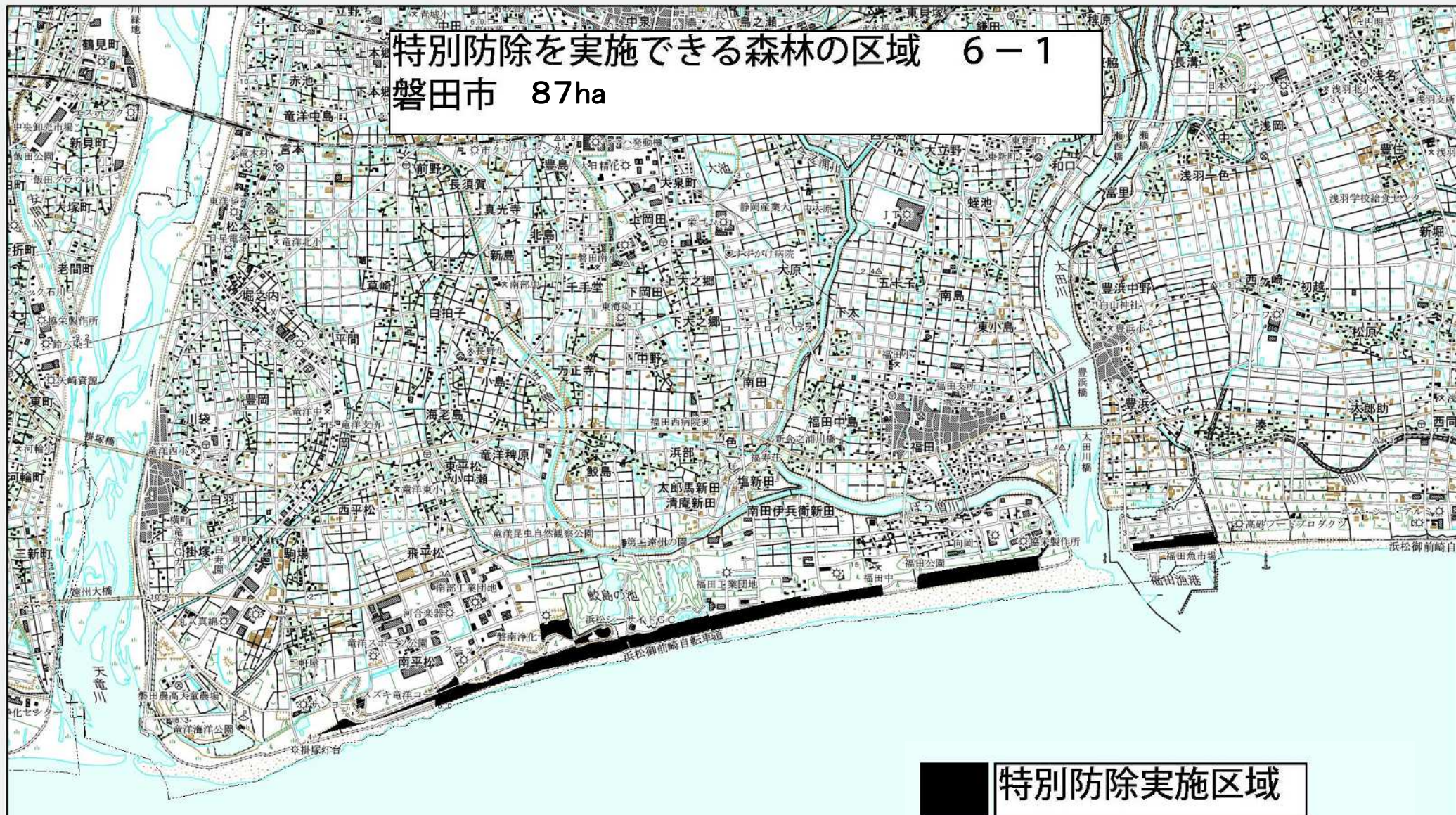
- (1) 薬剤による駆除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法第 12 条第 1 項の基準等を遵守し、自然環境等に悪影響を及ぼさないよう適正な実施に努めるものとする。
- (2) 住宅、学校、公園等の周辺及び地域住民や子どもが頻繁に立入る森林においては、できる限り薬剤による駆除以外の駆除を行うものとする。

別 表

防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域

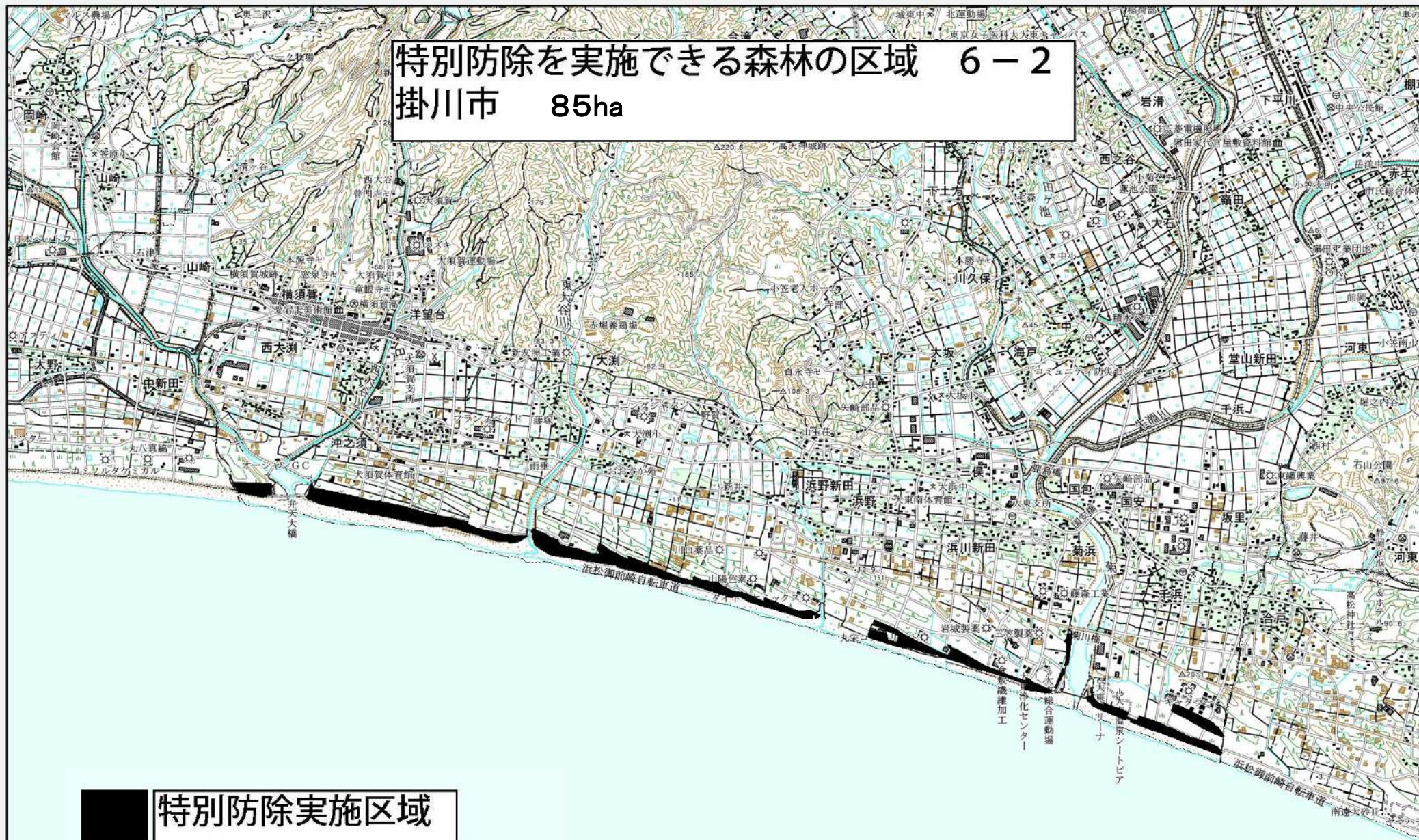
所在地		面積 (ha)	区 域
郡市名	町名		
磐田市		88 87	50林班 (い 1～4, ろ 1～4) 51林班 (い 1～6, ろ 1～2, 3 の一部, 4 の一部, 9 の一部、10, は 2, 5 ～11, 12 の一部, 13, に 1～6) 52林班 (ほ 1 の一部) 53林班 (い 1～2 , ろ 1の一部 , 4, 6～44, は 2～3, に 2, 3 の一部 , ほ 1, 3～4, 5 の一部 , へ 6～7, 8 の一部 , と 5～12)
掛川市		98 85	210林班 (い 1～3 4 , 47-1, 48～51-1) 211林班 (に 7～10, 14～16) 214林班 (い 1, 7～10-1, に 2022～26 , 28～30) 218林班 (い 1～5, ろ 1～27) 224林班 (い 20～30, ろ 28～51, は 91～160, に 1～5, へ 44～47 , 50～ 54) 浜野字大之浦, 国安字同所新田, 千浜字前野, 大渕字野賀東, 大 渕字前浜
袋井市		44 43	39林班 (い 1 の一部 , 2～6, ろ 1～5, へ 1～6, と 1～6, ち 1～3, り 1 ～21)
御前崎市		85 84	2林班 (る 8～12-2, 12-3 の一部, 13～16-1, 17～22) 3林班 (ち 3～4, 5 の一部, 6 の一部, 7 の一部, 8～14, 14-2, 15～17) 4林班 (る 13～17, 18, を 17～23) 20林班 (い 27～ 28-1 , 30 ～33, ろ 53～61, は 22～22-2, 22-4) 21林班 (に 14～20, 23～24, 27, 29～30, 31 の一部, 32～55, 98, へ 56 ～61, 65～88, と 103～108, 110～112), 白羽字新神子
浜松市		69	[旧浜松市] 54林班 (い 8, 9, ろ 7, 7-2, 9, 10-1, 11-2, 12-1～ 12-2, 13-1, 14, は 4-1, 5, 6 に 3-2, 4, 5～11) 各小班の一部 [旧浜松市] 55林班 (い 6～10, ろ 24, 25-1, 26～28, は 8, に 7～8, ほ 5, へ 3-1, 4～5, と 3, 4, ち 3-1, 4-1, 11, 13) 各小班の一部 [旧浜松市] 56林班 (い 1, ろ 1) 各小班の一部
		192	[旧浜北市] 13林班 (い 2～17, 19～25, 32, 34～36, 39～40, 42～ 47, 50, 52, 54, 56～58, 60, 65～67, 69～73, 75～87, 89～90, ろ 1～ 5, 11～12) [旧浜北市] 14林班 (い 2, 6～19, 22～23, 25～28, 31～32, ろ 1, 13～ 16, 28～30, 35～37, 40, は 1～6) [旧浜北市] 20林班 (は 3 の一部, 3-1, に 1 の一部, 2 の一 部, 3, 3-1, 5-1, ほ 1, 2, 3 の一部, 3-1, 3-2, へ 1～2 の一部, 4～6, と 1 の一部, 2～5, 8～9, 14, 17～23, ち 1 の一部, 3 の一部, 5 の一部, 7 の 一部, 11～19, 22, 23, 24～25 の一部, 26, 27, 29, 30, 39～41) [旧天竜市] 2林班 (ろ 1～3, 4 の一部, 4-1～4-3, 7 の一部, は 1～38)
	小 計	261	
県 計		576 560	

特別防除を実施できる森林の区域 6-1
磐田市 87ha

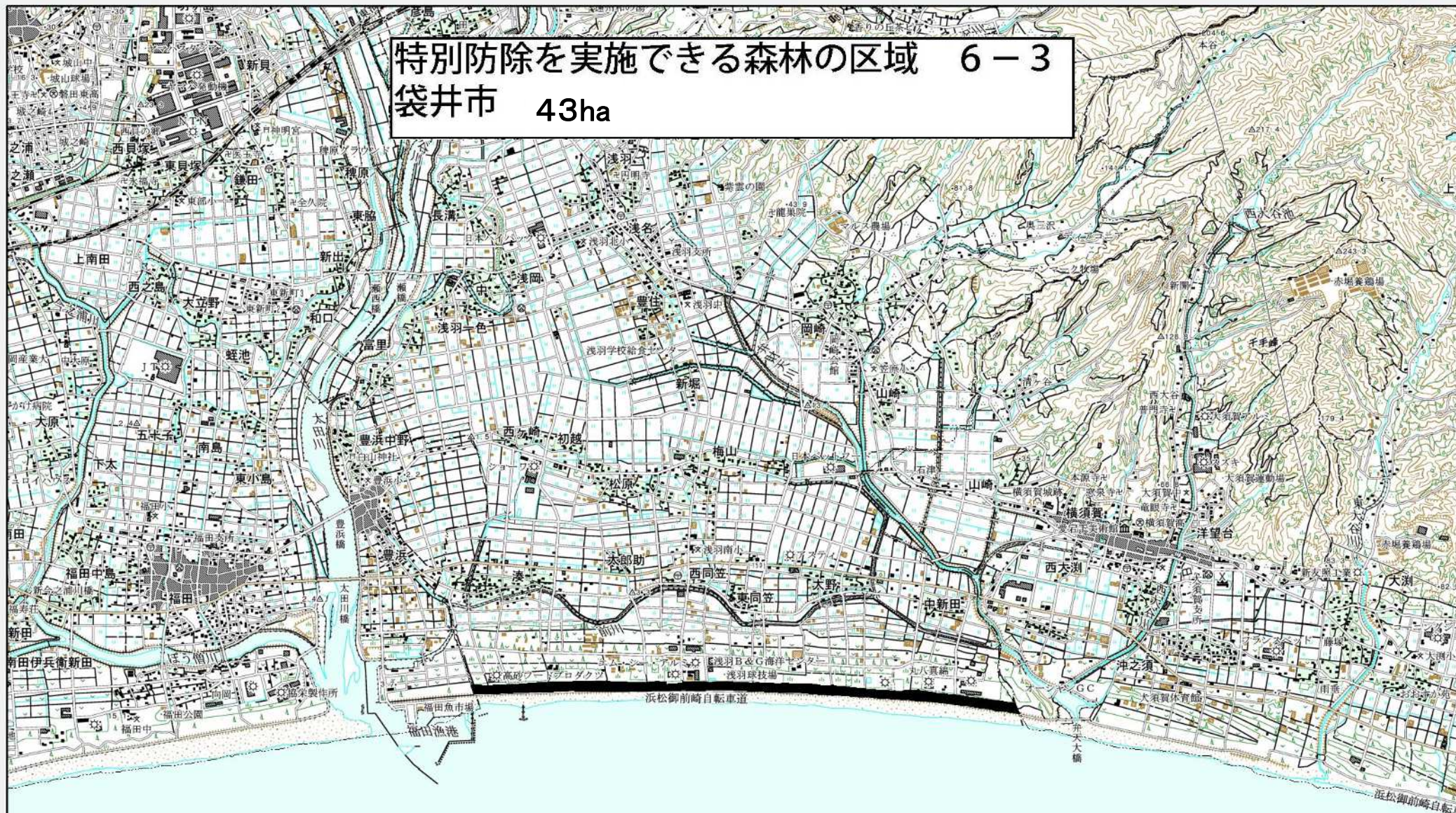


0 0.75 1.5 3 キロメートル

特別防除を実施できる森林の区域 6-2
掛川市 85ha



特別防除を実施できる森林の区域 6-3
袋井市 43ha



特別防除実施区域



0 0.75 1.5 3 キロメートル

特別防除が実施できる森林の区域 6-4
御前崎市 84ha

特別防除実施区域



0 0.5 1 2 Kilometers

特別防除を実施できる森林の区域 6-5
浜松市海岸 69ha

特別防除実施区域

特別防除を実施できる森林の区域 6-6
浜松市県立森林公園周辺 192ha

特別防除実施区域

特別防除区域を定める時や薬剤による防除の実施時に必要な措置

区分	措置内容 市町名	磐田市	掛川市	袋井市	御前崎市※	浜松市※	判定	備 考
1 - ア	国内希少野生動植物種、天然記念物等の <u>貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握</u> し、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう <u>当該生息地から十分な間隔を保持する等</u> 適切な措置を講ずるものとする。	—	—	—	—	○	○	・カワラハンミョウの生息状況等について、防潮堤造成前への調査実施済み。 ・薬剤散布は、生息地から十分な間隔を保持し実施する。
1 - イ	<u>病院、学校、家屋、水源、給水施設等に薬剤が飛散・流入しないよう風向・風速に十分注意</u> し、これらの施設等から <u>十分な間隔の保持、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等</u> 適切な措置を講ずるものとする。	○	○	○	○	○	○	<薬剤散布実施前> ・市や県農林事務所による地元説明会等において散布の周知や意見交換を実施。 ・地上業務において散布範囲や影響範囲を確認し、散布の事前周知を実施するとともに、散布時は、規制や移動等の措置を実施。
1 - ウ	<u>鉄道、道路、その他の交通施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集まる場所等の周辺の森林において薬剤の防除を実施</u> する場合には、 <u>関係機関に連絡</u> し、実施時間等を考慮の上、周辺道路の <u>交通規制、う回等通学誘導、施設への入場規制、周辺駐車場の閉鎖及び駐車車両の移動</u> 等必要な措置を講ずるものとする。	○	○	○	○	○	○	<薬剤散布実施中> ・航空機による薬剤散布時に、天候、風向、風速等を確認し、散布の可否を判断するとともに、散布範囲等に留意して散布を実施。
2 - ア	薬剤による防除を行う森林周辺の <u>養蜂群への危被害を防止</u> するため、関係団体等に対して、 <u>事前に、実施計画を連絡</u> する。また、 <u>特別防除を行う森林周辺2km 以内の養蜂群については</u> 、関係者と協議し、必要な期間の <u>巣箱の移動等</u> 措置を講ずるものとする。	—	—	—	—	○	○	・環境影響調査において、大気中の薬剤濃度のモニタリングや飛散落下量調査により適切な施工を確認。
2 - イ	薬剤による防除を行う森林周辺の <u>圃場への飛散防止に努めるとともに、農作物の種類、出荷時期等を把握</u> し、関係者と協議した上、 <u>必要に応じて実施区域を見直す</u> ものとする。	○	○	○	○	○	○	
4	<u>病院及び学校、住宅及び宿泊所その他の家屋から 200mの範囲内では特別防除を行わない</u> ものとする。	○	○	○	○	○	○	・該当する施設が 200mの範囲内に入らないように特別防除区域を設定。

※御前崎市、浜松市は今回変更なし。